

君津市君津中地区民生委員児童委員協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、君津市君津中地区民生委員児童委員協議会（以下「協議会」という）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、君津市社会福祉協議会内におく。

(目 的)

第3条 協議会は民生児童委員法 24 条に定める任務の遂行と円滑な運営を図ることを目的とする。

(構 成)

第4条 協議会は君津市君津中地区民生委員児童委員（以下「委員」という）をもって構成する。

(役員及び任期)

第5条 協議会に次の役員をおく。

会長 1 名、副会長 2 名、会計 2 名、監事 2 名

2 役員任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠によって選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員を選任)

第6条 会長、副会長、監事は、委員の互選による。

2 会計は、会長が協議会の同意を得てこれを委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会議を招集して、その会務をとりまとめる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 監事は、会計を監査し、協議会に報告する。

4 会計は、会長の指示により、協議会の会計を司る。

(部 会)

第8条 協議会に部会をおくことができる。部会規定は別に定める。

(会 議)

第9条 会議は毎月 1 回開催する。ただし必要があるときは、臨時に開催することができる。

2 会議は原則として全員出席するものとする。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(企画及び運営)

第10条 協議会の企画は、役員および専門部会長が協議し、委員の総意に基づき運営する。

(会計年度及び経費)

第11条 協議会の会計年度は、毎年 12 月 1 日に始まり翌年 11 月 30 日に終わる。

2 協議会の経費は、会費、補助金、寄付金等をもってこれにあてる。

(規約の変更)

第12条 この規約を変更しようとするときは、会議において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

附 則

1 この規約は、平成 10 年 2 月 19 日から施行する。

2 第 5 条 1 項、第 6 条 1 項・2 項、第 7 条 1 項・2 項・4 項の改正は、平成 12 年 6 月 7 日から施行する。

3 第 5 条 1 項及び第 10 条 1 項の改正は、平成 15 年 3 月 31 日から施行する。

4 第 10 条 1 項の改正は、平成 23 年 1 月 20 日から施行する